

質疑回答書

件名 橋梁長寿命化に向けた定期点検・修繕計画・橋梁補修設計包括委託業務

質疑①

工事施工に関わる仕様書作成や契約書作成は、本業務の対象範囲で実施するという認識でよろしいでしょうか。

回答①

発注時に必要な仕様書及び契約書は本庁で作成するので、対象範囲ではありません。

質疑②

既に策定済みの橋梁長寿命化修繕計画の成果を閲覧することは可能でしょうか。

回答②

閲覧は可能です。

質疑③

ECIに関する検討報告書等の成果を閲覧することは可能でしょうか。

回答③

田原本町における橋梁保全事業に関する ECI 方式ガイドライン及び ECI 契約判定マニュアルを参照してください。

質疑④

補修設計の対象橋梁は、実施済みの点検結果により要対策判定となった橋梁が対象という事でしょうか。この場合、補修設計業務の見積作成のために点検業務成果を閲覧させていただくことは可能でしょうか。

回答④

定期点検を実施し、点検結果の判定区分レベルⅢとなった橋梁が対象です。また、点検業務成果の閲覧は可能です。

質疑⑤

令和2年度の補修設計は、実施済みの点検結果により要対策判定となった橋梁が対象という事でしょうか。この場合、補修設計業務の見積作成のために点検業務成果を閲覧させていただくことは可能でしょうか。

回答⑤

定期点検を実施し、点検結果の判定区分レベルⅢとなった橋梁が対象です。また、点検業務成果の閲覧は可能です。